

「失業手当受給の原則と レートを定める省令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二五四七年・失業手当受給の原則とレートを定める省令

タイ王国憲法の第二九条、第三五条、及び第四八条で規定されたところの法律の規定に基づく権限により人の権利と自由の制限に係る規定を有する法令である仏暦二五三三年社会保障法令の第七条及び第七九条の内容に基づく権限に依拠して、労働大臣は以下のように省令を制定する。

第一項

第七八条に基づき失業手当受給権を有する被保険者である被雇用者は、以下のレートで失業手当を受給する権利を有する。

(一) 解雇により失業した際には日給の五〇%。この場合、一回につき一八〇日間まで。

(二) 辞職により、もしくは雇用契約に雇用期間について明確に規定があり、その期間が満了したことに伴い雇用契約が切れたことにより失業した際には日給の三〇%。この場合、一回につき九〇日間まで。

手当受給申請者が暦年のうちに一回を超えて、(一)の事由、もしくは(一)及び(二)の事由で失業手当の受給を申請した場合、合計で一八〇日間まで失業手当受給の権利を有する。手当受給申請者が暦年のうちに一回を超えて、(二)の事由で失業手当の受給を申請した場合、合計で九〇日間まで失業手当受給の権利を有する。

手当受給申請者が失業手当を受給したが暦年のうちに第二段に基づく期間に達しない場合、翌年に継続して残りの期間、失業手当受給の権利を有する。

失業手当は月払いとする。ひと月に満たないときは日数で計算し支給する。

第五七条の規定を失業手当支給のための日給計算にも準用する。

第二項

第七八条に基づき失業手当受給権を有する被保険者である被雇用者は、最後の使用人に対する就労から失業した日から数えて八日目より第一項に基づく失業手当を受ける。ただし失業した日から三〇日以内に国の職業斡旋所に登録しなかった被保険者である被雇用者は、国の職業斡旋所に登録した日から失業手当受給権を有する。

第三項

社会保険事務所は以下の時に、手当受給申請者に対し失業手当の支払いを中止する。

(一) 手当受給申請者が第三三条に基づく被保険者になった場合、被保険者として就労した日から中止する。

(二) 手当受給申請者が相当の事由なく就労を拒否した、もしくは用意した職業訓練を拒否した場合、拒否した日から中止する。

(三) 手当受給申請者が相当の事由なく国の就職斡旋所に出頭しなかった場合、出頭しなかつ

た月の手当支払いを中止する。

第四項

本省令は仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年一月一日より施行する。〔注ノ官報告示日は二〇〇四年六月三〇日〕 (おわり)